特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	国民健康保険税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松浦市は、国民健康保険税関係事務において特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼし得ることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させる為に適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松浦市長

公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	国民健康保険税関係事務				
②事務の概要	地方税法等の規定又は国民健康保険法等の規定に則り、 国民健康保険料(税)の賦課決定及び軽減申請書の発行・通知書の出力等を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書に関する確認 ②所得・資産の申告書に関する確認 ③賦課額算定における特別徴収対象者の確認				
③システムの名称	国民健康保険(賦課)システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア				

2. 特定個人情報ファイル名

所得・資産情報ファイル 減免・軽減申請情報ファイル 国保資格ファイル 国保特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める
	事務を定める命令第16条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供】なし 【情報照会】 番号法第19条第8号に基づく主務省令	う第2条の表48の項

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

松浦市総務課行政係
〒859-4598 TEL0956-72-1111
長崎県松浦市志佐町里免365番地

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
松浦市税務課 〒859-4598 TEL0956-72-1111 長崎県松浦市志佐町里免365番地					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した					
適用した理由					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年8月18日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	15年8月18日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類			
	項目評価書 施機関については、それ] れぞれ重点項目評	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で 3) 基礎項目評価書及で	ぶ全項目評価書
C10 C0 %				
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワーク	アシステムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用				
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分であ	ාරි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		1]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネッ	ットワークシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分であ	න්]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分であ	ාරි]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
	l			

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている					
8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない						
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	<選択肢>					
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は職員番号、手の静脈による認証により限定しており、適切に管理 している。					
9. 監査						
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査					
10. 従業者に対する教育・	· 啓発					
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>					
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する					
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発					
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					
判断の根拠	システムへのアクセスが可能な職員は職員番号、手の静脈による認証により限定しており、適切に管理 している。					

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	T 88 m /= 42				近日内が一味のから
平成28年4月1日	5. 評価実施機関における担	税務課長 川原 直	税務課長 石川 章浩	事後	
令和1年6月30日	VIリスク対策	— ————————————————————————————————————	新様式による項目追加	事後	
令和4年3月11日	I 関連情報4. 情報提供システムネット	・番号法第19条第7号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 令和1年5月31日時点	・番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) 令和4年2月18日時点	事後	
令和4年3月11日	Ⅰ しきい値判断項目	令和1年5月31日時点 会和1年5月31日時点	令和4年2月18日時点 会和4年2月18日時点	事後	
令和5年9月1日	1. 対象人数	令和1年5月31日時点 令和4年2月18日時点	令和4年2月18日時点 令和5年8月18日時点	事後	
	1. 対象人数	令和4年2月18日時点	令和5年8月18日時点 番号法第9条第1項 別表24の項	, , ,	
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項、及び同法別表第1の項番号16の項	行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令第16条	事後	
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供システムネット ワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二 (別表第二における情報照会の根拠) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「地方税の賦課徴収に関す る事務」が含まれる項(27の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による 院給付の支給又は保険料の徴収に関する事 務」が含まれる項(42の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保 険料の徴収に関する事務」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による保 版料の徴収に関する事務」が含まれる項(44の項) :第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のう ち、第二欄(事務)に「国民健康保険法による特 関本の徴収に関する事務」が含まれる項(45の項) (別表第二における情報提供者)が「市町村長」の項のう ち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報。 第三欄(特定個人情報)に「地方税関係情報。 等三欄(特定個人情報)に「医療保険給付 関係情報」は「等三個人情報)に「医療保険給付 関係情報」が含まれる項(93の項)	【情報提供】なし	事後	
令和7年6月27日	VI リスク対策 8. 人手を介在させる作業	記載なし	様式変更により追加	事後	
令和7年6月27日	VI リスク対策 11. 最も優先度が高いと考え られる対策	記載なし	様式変更により追加	事後	
L					